

1 議 事 日 程

[平成29年太宰府市議会 建設経済常任委員会]

平成29年9月8日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

日程第1 議案第52号 太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について

日程第2 議案第53号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	上 疆	議員	副委員長	宮原伸一	議員
委員	橋本健	議員	委員	村山弘行	議員
〃	入江寿	議員	〃	堺剛	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（10名）

都市整備部長	井浦真須己	都市整備部 公営企業担当部長	今村巧児
観光経済部長	藤田彰	上下水道課長	古賀良平
都市計画課長	木村昌春	上下水道施設課長	谷崎一郎
建設課 維持管理係長	堀ノ内龍治	観光推進課長兼 地域活性化複合 施設太宰府館長	木村幸代志
国際・交流課長	寺崎嘉典	産業振興課長併 農業委員会事務局長	中島康秀

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	阿部宏亮	議事課長	花田善祐
書記	芥藤正弘		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（上 疆委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第52号 太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について

○委員長（上 疆委員） 日程第1、議案第52号「太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） おはようございます。

議案第52号「太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定」につきましてご説明させていただきます。

本日お配りしております資料もあわせてごらんいただければと思います。

太宰府天満宮参道の店舗の前面に付設されております付け庇は、現在判明しております資料によりますと、明治28年以前から参道沿道の住民の皆さんにより維持、更新されてきている太宰府ならではの景観でございます。一方、昭和25年に施行されました建築基準法の第44条の規定では、公道上にはみ出して建築物等を設置してはならないという道路内の建築制限が設けられておりまして、近年、店舗の建てかえや改修の際には、付け庇を設置できず撤去しなければならないケースが出てきている状況でございます。このため、長年、付け庇のある太宰府ならではの参道景観の保全のために法規制上の対策を講じる必要があるのではないかと求められてきているところでございます。

このような状況の中、平成16年に景観法が制定されたことにより建築基準法が改正され、景観法に基づき良好な景観の形成を図る地域内で、外観のすぐれた建造物を景観重要建造物として指定することで建築制限を緩和できるという規定、これは建築基準法上の第85条の2になりますが、設けられることとなりました。この規定を適用するためには、国土交通大臣の承認と市条例の制定が必須であるとされておりますことから、昨年度、国土交通省と協議を行いまして、平成29年8月3日付で国土交通大臣の承認を得ることができましたので、本議会へ条例案の提案をするものでございます。

資料の2ページを見ていただければと思いますが、条例の適用範囲につきましては黄色で囲んである部分、官民境界から約1.8m、1間分を店舗側に行った部分になりますが、太宰府市景観計画で定めております太宰府市景観育成地区参道ゾーンの太宰府天満宮参道景観保全地

区、東は甘木屋さんから西側は萬屋さんまでとなりますが、この参道沿いに限定し、この地区内の付け底のある店舗を景観重要建造物に指定し、運用するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（上 疆委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 67年間、違法状態であったものが今回景観法で規制が解かれると、緩和されたということで、大変歓迎すべきことだというふうに思っています。国と県との協議、昨年からおっしゃいましたけれども、昨年の何月から何回ほど協議をされたのか。わかりましたら教えてください。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 今ちょっと手元に資料がございませんので何回というのはわかりませんが、話が出てきたのは実は昨年ではなくて、一応昨年からは国土交通省とか県と協議はさせていただいているんですけれども、話が持ち上がったのは、平成25年ごろに太宰府天満宮門前まちづくり協議会というものを立ち上げまして、その中でこういう違法、本来違法じゃないんです、既存不適格なんです。法以前から建っているものが現在の法律によって、その法に当たらないということになっていきますから、既存不適格状態が続いている、これを何とか解消しなければこの景観が守られないということ、という話が盛り上がりまして、それでいろいろ内部でも協議を重ねて、去年正式に国土交通省と協議をしまして、できるということになりましたので、今回ご提案させていただいた形になっております。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） いいですか。

○委員（橋本 健委員） はい。

○委員長（上 疆委員） ほかにありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） 私のほうからは、今回制限の規制緩和ということで、先駆的な取り組みということで評価させていただきます。ただし、リスクを伴っていないのかなとちょっと思いました。制限が緩和ということで、この制限については恐らく敷地の領域においてのやりとりで、昔そういう法整備がなされていてという背景だと思いますが、これ付け底も、先ほど言われたように1.8m出てくるということで非常に長いものなんです、耐震化、防災関係で特に問題ないのか、そのあたりのリスクはないのかお伺いしたいのと、新たにじゃあ付け底うちもつけようというところがあるのかどうか、聞かせてください。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） リスクというか、防災とか火災関係、火災関係の協議につきましては消防署ともさせていただいてまして、構造あたりを建築基準法に基づく耐火構造物にしないとか、例えば2階から避難するときにそこに逃げ道を設けなさいとか、そういう指導はさせていただくような形になります。それと、景観重要建造物に指定することになりますので、必ず何か変更する場合は現状変更の届け出が必要になります。そういうことが、緩和されたにもかかわらず届け出が要るとかそういう規制が少し、リスクっていえばリスクなんですけれども、そういう形で施工者に責任を負わせるような形にはなると思います。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） 新たにつけるところは。

○都市計画課長（木村昌春） 新たにつけるところに関しましては、事前にこういう、今までつけてなかったものが実は建築基準法に該当してないということでつけられなかったところがあります。そこをまた新たにつけたいということであれば、以前つけたという経緯が記録が残っておりますので、もう写真とかでも、今日お配りした資料でもございますけれども、こういう写真がいろいろ残っておりますので、この経緯をもとに設計段階で景観重要建造物として指定させていただいて、その段階で緩和して適用するという形にしています。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） いいですか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） その構造物について、何か市独自の色調とか、そういった構造物に対して条件とかという、そういうのはつけてないんですか。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 条件というか、その景観重要建造物に指定する条件になりますが、これに広告物とかをつけてもらってはその景観上余りふさわしくないということで、そういう制限は設けさせていただく形にはなります。景観上の制限ですね。そこに団体の参道会というのがございますけれども、参道会の中でもそういう内規というか、申し合わせはあるみたいですので、それを尊重しながら、同じように広告物とかはつけないという形にはしようという、合わせるような形になります。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） いいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（上 疆委員） 全員挙手です。

よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第53号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○委員長（上 疆委員） 日程第2、議案第53号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の補足説明において、関連として同時に説明したほうがわかりやすい項目につきましてはあわせて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） 異議なしと認め、お諮りいたしましたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書の12、13ページをお開きください。

2款2項3目の国際交流関係について説明をお願いします。

国際・交流課長。

○国際・交流課長（寺崎嘉典） それでは、2款2項3目国際交流関係費、特別予算23万4,000円について説明させていただきます。

今回の補正につきましては、韓国扶余郡との姉妹都市承継協定締結5周年記念事業として、市民主催で11月に実施する市民訪問団派遣に係る随員職員の特別旅費の増額をお願いするものでございます。

市民訪問団の目的地につきましては、世界遺産百済歴史遺跡地区に登録されている姉妹都市である扶余郡の遺跡のほかに、扶余郡に隣接する同遺跡群構成遺産である公州市の遺跡や益山市の遺跡をめぐり、古代太宰府の礎となった百済とのつながりを見出していただけたらと考えております。訪問団募集人員を30名と定めたことにより、その随行者の人数、利用する航空機、宿泊ホテル、韓国国内での移動手段等を見直しましたところ、当初予算計上時の特別旅費に不足が見込まれるためでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上 疆委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「いいですか」と呼ぶ者あり)

○委員長(上 疆委員) はい。

(「何日から何日でしたっけ、日にち。済みません」と呼ぶ者あり)

○委員長(上 疆委員) 国際・交流課長。

○国際・交流課長(寺崎嘉典) 11月11日から、11、12、13、土、日、月でございます。

(「何日間」と呼ぶ者あり)

○国際・交流課長(寺崎嘉典) 2泊3日です。

○委員長(上 疆委員) 橋本委員。

○委員(橋本 健委員) その市民訪問団30名、これはもう全員募集済みですか。

○委員長(上 疆委員) 国際・交流課長。

○国際・交流課長(寺崎嘉典) 8月25日に募集の締め切りをしていたんですけれども、ちょっと少なかったんで、2週間延長して本日を締め切りとさせていただいております。30名に対して、現在のところ一般参加者は14名です。ちょっと少ないです。市の随行者が5名行きますので、合計しますと現在のところ19名の予定でございます。

以上です。

○委員長(上 疆委員) ほかにありませんか。

入江委員。

○委員(入江 寿委員) 30名募集したことに對して5名見られていたんですかね、その随行者。

今日締め切りで14人だったら、5名も要らないんじゃないんでしょうかというところで、お答えを。

○委員長(上 疆委員) 国際・交流課長。

○国際・交流課長(寺崎嘉典) 随行者の内訳をご説明させていただきますと、まず市長ですね、団長の市長。それと観光経済部長、それと国際交流課長、この2人がお世話という形で行きます。それとあと、国際交流委員の金さんですね、通訳の方。それと、今回この追加の発生の大きなのは、今度は益山と公州に行くようにしておりますけれども、扶余とは今までかわりがあった職員も詳しいんですけども、益山、公州についてはなかなか詳しい職員もおりませんので、百済とのつながりをきちんと説明していただく者が必要だろうということで、文化財の職員を1名追加させていただきます。それで5名になってしまいましたけれども、その分の旅費も計算しまして増額のお願いということになっております。

以上です。

○委員(入江 寿委員) わかりました。

○委員長(上 疆委員) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上 疆委員) じゃあ、次に進みます。

次、14、15ページをお開きください。

6款1項5目の農業用地施設整備費について説明をお願いします。

建設課維持管理係長。

○建設課維持管理係長（堀ノ内龍治） 補正予算書14ページ、15ページの6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費についてご説明申し上げます。

内容としましては、270農業用施設整備費の工事請負費に臨時工事として2件、合計1,600万円の増額補正でございます。

まず、1件目が観世音寺区にあります旧山の井池の排水施設改修工事として1,195万円の増額補正でございます。池の斜樋管の破損による水漏れが発生しており、水位調整ができない状況でございます。

この改修工事には関連がございますので、補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

財源としまして、歳入の15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金の農業費補助金として工事費1,195万円に対しまして、補助率2分の1の597万5,000円の増額補正でございます。

続いて、2件目が御笠川の川原堰取水補助施設設置工事として405万円増額補正でございます。既存の取水施設が目詰まりを起こしており、田んぼへの取水に支障を来しているため補助施設設置工事を行うものです。

説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（上 疆委員） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） 済みません。最初に、今2カ所お示しになられたところで、この工事請負の業者がわかれば教えていただきたいかなと思うんですけども。

○委員長（上 疆委員） 業者はまだ決まっとらんちゃろ。

○委員（堺 剛委員） まだ決まってないんですかね。

○委員長（上 疆委員） だから、その内容を説明しとんだから。

（「補正予算通させていただきましたら、そのほうに工事の発注ということになりますので」と呼ぶ者あり）

○委員（堺 剛委員） 済みません、勇み足で申しわけありません。

○委員長（上 疆委員） いいですか。

ほかにありませんか。

○委員（堺 剛委員） 済みません、続けていいですか。

○委員長（上 疆委員） 堺委員。

○委員（堀 剛委員） このほか、市内には該当するほかのところのこういう危険性的なものはないのか、ちょっと心配になってくるんですけれども、こういう工事が発生すると。それと、その額面ですが、今回の額面が1,800万円に対して1,600万円の補正額が対比率見ると大きいなと思ひまして、今後こういうことがあり得るのか、そのあたりの所管のご見解をお願いいたします。

○委員長（上 疆委員） 維持管理係長。

○建設課維持管理係長（堀ノ内龍治） 県の農林事務所のほうより、ある一定規模以上の民家の隣接しているような池については耐震調査をするよという指導があつております。これが、今危ないとかということではなくて、決壊した場合に影響が大きいというところについては耐震調査をしなさいという指導が入つておひまして、一応それで太宰府市のほうで7カ所ほど上がつてきております。これについては、今後予算を確保しながら耐震調査をしていきたいというふうにおひしております。

○委員長（上 疆委員） いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） それでは、次に進みます。

同じページの8款2項1目の道路橋梁維持補修費について説明をお願いいたします。

建設課維持管理係長。

○建設課維持管理係長（堀ノ内龍治） 同じく補正予算書の14ページ、15ページの8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費についてご説明申し上げます。

内容としましては、240道路橋梁維持補修費の需用費の修繕料として1,000万円の増額補正でございます。

市内道路の陥没や舗装の剥がれ、水路の詰まりや補修等の修繕に経費を要しており、特に今年度は梅雨時期前に水路や側溝の清掃を優先的に実施したこともあり、このまま実直に対応していきますと、10月以降は修繕等ができなくなる状況がございます。修繕料は市民が安全に安心して生活していくための必要最低限のものとおひしておりますので、きめ細かく対応するために1,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（上 疆委員） 質疑はありませんか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 待っている行政区ってあります、もう既に。現段階で緊急を要するという行政区が何カ所あるのか。

○委員長（上 疆委員） 建設課維持管理係長。

○建設課維持管理係長（堀ノ内龍治） 緊急を要するものについては、もうその都度、業者にすぐ



依頼してやらせておりますので、緊急というものはないものというふうに考えております。要望として側溝のふたを、ここかけてほしいとかということはありませんけれども、緊急なものについては、もうすぐ対応しているという状況です。

○委員長（上 疆委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） 済みません。今回の9月補正でこの金額が上がってきて、これはもう当然しいといけない工事だと認識させていただきました。ただ、例年ですと大体12月の補正で上がってくる内容なのかなあって、傾向性として。今回9月上がって、先ほど橋本委員も言われたように地域要望がたくさんある中で、今後こういう、やっぱり9月に上げないと間に合わないという状況がこれから傾向としてあるのかなと。そのあたり、どういうふうに所管のご見解があるのか、お聞かせください。

○委員長（上 疆委員） 建設課維持管理係長。

○建設課維持管理係長（堀ノ内龍治） 年度当初に大きな維持補修というのが3件ほど発生しまして、金額が大きかったものでその分に、大体の維持補修であれば10万とかぐらいで終わるんですけども、ちょっと金額の大きかったのが3件ほどございまして早まったというような傾向と、最初に申しましたように、梅雨前に水路の清掃とかを率先して行ったもので、今回ちょっと早まったということではございます。

以上です。

○委員長（上 疆委員） いいですか。

○委員（堺 剛委員） はい。

○委員長（上 疆委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） じゃあ、次に進みます。

16、17ページ、8款4項1目の都市計画事務費について説明をお願いします。

これに関連しますので、4ページの第2表債務負担行為、空家等対策計画策定業務委託料の説明もあわせてお願いします。

都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 補正予算書16、17ページ、8款4項1目都市計画総務費、13節委託料、230空家等調査委託料273万3,000円の増額補正につきましてご説明をさせていただきます。

この事業につきましては、国の地方創生推進交付金、補助率2分の1でございしますが、を活用し実施する事業でございます。現在、国の採択を受けまして実施しております地方創生推進交付金対象事業では、「高齢者は中心地で、若者は郊外の戸建て住宅で暮らす、ライフステージによって住む場所を考えるようなライフスタイルの形成を提案し、空家・空地が発生しにくいサイクルを構築すること」を、本市が目指す将来像としております。空き家、空き地及び将来空き家になるであろう住宅の流通を推進することにより、都市の人口密度の推進を図り、高

齢者と若者世代に貢献したいと考えておるものでございます。

この地方創生推進交付金対象事業として、今回補正予算として計上しております事業の内容は、平成28年度に実施しました「空き家等実態調査」の詳細な分析や、昨年度の調査では対象としておりませんでした分譲マンションや賃貸共同住宅の空き室の所有者に対し、意向調査等を実施したいと考えております。また、平成30年度につきましても債務負担行為の補正をさせていただき、引き続き関連事業を実施させていただきます。

債務負担行為補正についてご説明させていただきます。

補正予算書4ページをお開きいただければと思います。

第2表債務負担行為補正、追加の2番目でございます空き家等対策計画策定業務委託料、期間が平成30年度、限度額が267万9,000円でございます。

この事業は、平成29年度までに実施しました「空き家等実態調査」や分譲マンション等の空き室所有者の意向調査等の分析をもとに、庁内会議及び今後設置いたします空き家等対策協議会において協議検討を行い、空き家等対策計画を策定するものでございます。

関連がございますので、歳入につきましてもご説明させていただきます。

補正予算書8ページ、9ページをお開きいただければと思います。

14款2項1目総務費国庫補助金、1節企画費補助金、地方創生推進交付金、補助率2分の1、47万円の減額補正でございます。

この地方創生推進交付金の対象となる事業につきましては、当初予算で計上しております立地適正化計画策定業務、及び先ほどご説明いたしました空き家等調査業務が対象となっておりますが、本年度、国へ交付金申請をしましたところ、立地適正化計画策定事業に対する補助金が当初予算で算定しておりました額よりも低い額で補助採択を受けたため、空き家等調査業務分が増額されたものの、全体として減額となったものでございます。

引き続き、この歳入項目と関連がございますので、次の歳入項目につきましてもご説明をさせていただきます。

下のほうにございます15款2項7目土木費県補助金、1節都市計画補助金、持続可能なまちづくり戦略構築支援事業補助金、これも補助率2分の1、200万円の増額補正でございます。

この県の補助金につきましても、立地適正化計画の策定に係る補助金でございます。この補助金は、都市計画関連計画や他部署の施策等の整理並びに都市計画関連の基礎データの収集作業など立地適正化計画を策定する上で必要となる経費について、県の補助要綱に基づき経費の2分の1以内で、なおかつ200万円を限度として補助を受けるものでございます。この補助金は、国庫補助で対象とならなかった、先ほどもご説明しました減額になった分の経費を補完することが可能なものとなっておりますのでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（上 疆委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） この費用については認識させていただいたんですが、今後この空き家に対する本市の取り組みの状況、概況ですね。これから、多分GISとかずっと、この間課長からご説明あったようにデータ化していくというふうに、その後、恐らく審議会、協議会という形で、策定、利活用の内容の習熟というふうな事の運びがずっとあると思うんです。大体どのような方向性でお考えなのか、そのあたり、今後何年度にこういう動きというところでお示しいただければ助かります。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 今後の動きでございますけれども、まず今年が分析と、分譲マンション等の空き室の調査と、これも分析も行いますけれども、それを行いまして、来年度に先ほど申しました協議会と、あと庁内会議とを立ち上げまして、空家等対策計画を立てさせていただこうと思っています。それで、もし必要がございましたら、例えば利活用に関する必要がございましたら、条例等の制定も考えていきたいとは思っています。これはまだ未定でございます。その後、平成31年以降になると思いますけれども、この空家等対策計画に基づいて、今度はその空き家を流通させる仕組みづくり、この仕組みづくりを考えていきたいとは思っています。これに基づいて、先ほど申しました若者は郊外で暮らして、高齢者は中心地で、なるべく歩いて暮らせるまちづくりができるような、これは立地適正化計画の趣旨になりますけれども、そういう趣旨に基づいてまちづくりを行っていこうと思っています。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） いいですか。

○委員（堺 剛委員） はい。

○委員長（上 疆委員） ほかに……。

○委員（橋本 健委員） いいですか。

○委員長（上 疆委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 前回実態調査されました件の質問でもいいでしょうか。空き家。よろしいですか、前回の分。

心配しておりますのは、倒壊のおそれのあるやつとか景観上ちょっと見苦しい、あるいは衛生上問題があるという、ごみ屋敷、幽霊屋敷みたいな家屋ですね、わかりやすく言うと。そういう認定をされた件数というのは何件ありましたっけ。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 外観調査で我々調査しておりますので、敷地外からですね。その外観調査で、県の空家等対策協議会の基準に基づいてそういう倒壊のおそれがあると判断したものが4件、そのうち外観からもう見るからに壊れそうな空き家というのがございまして、それが1件ございました。4件ですから、4件のうち1件がもう外観調査からも倒壊の危険がある

というものです。そういうものが1件あります。そういう状況でございます。

○委員長（上 疆委員） いいですか。

はい、どうぞ。

○委員（橋本 健委員） そしたら、今後空家対策特別措置法というのが2015年に制定されましたよね。これを活用して行政代執行するとかそういう、要するにもう壊して、壊した費用は持ち主の支払いという形、こういう措置をとっていかれるのか、まだそこまではいってないですか。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 制度的には、今度協議会を立ち上げますから、協議会の中でそれが本当に特定空き家と認定されましたら、法的にはできるような形にはなりますけれども、まだそれを行政代執行によって壊して、またほかのものに利用していくというような活用の状況まで持っていくような形の仕組みは、今後策定する空家等対策計画の中で考えていこうと思っていますので、今現在は未定でございます。

以上でございます。

○委員（橋本 健委員） はい、いいです。

○委員長（上 疆委員） ほかありませんか。

いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） それでは、以上で歳入歳出の説明、質疑を終わります。

それでは次に、まずもとに戻っていただいて、次に第2表債務負担行為補正の審査に入ります。

4ページですかね。補正予算書4ページをお開きください。

歴史まちづくり関係用地購入費について説明をお願いします。

都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 補正予算書4ページの第2表ですね、債務負担行為補正、追加の1項目めになります。歴史まちづくり関係用地購入費、期間が平成29年度から平成30年度、限度額が1,852万1,000円についてご説明をさせていただきます。

この債務負担行為につきましては、本年度に行います政庁前駐車場事業用地の取得に伴うものでございます。

この事業は、歴史的風致維持向上計画事業として国の社会資本整備総合交付金を財源として実施しておりますが、本交付金の交付率の縮減に伴いまして、一筆の土地全てを取得することは困難になっておりますことから土地の分筆を行いまして、本年度に一筆を補助対象分として市が取得し、残りの一筆を太宰府市土地開発公社に取得をお願いするものでございます。この土地開発公社の取得分につきまして、平成30年度におきまして社会資本整備総合交付金の補助を受けまして市が買い戻すこととなることから、この買い戻し分について債務負担行為をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（上 疆委員） 説明は終わりましたが、質疑はありませんか。  
質疑いいですかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） 以上で第2表債務負担行為補正の説明、質疑を終わります。  
それでは、当委員会所管分の補正全般について、質疑漏れはありませんか。  
ないですかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで質疑を終わります。  
次に、討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

議案第53号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」の当委員会所管分  
について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（上 疆委員） 全員挙手です。

したがって、議案第53号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定し  
ました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時35分〉

○委員長（上 疆委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査を全て終了いたしま  
した。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（上 疆委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出に
つきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） 異議なしと認めまして、委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中
の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（上 疆委員） それでは、これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。  
閉会 午前10時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり建設経済常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成29年11月20日

建設経済常任委員会 委員長 上 疆